

丸子地域協議会会議次第

平成 18年 10月 2日 1400
丸子地域自治センター4階講堂

- 1 開 会
- 2 委嘱書交付
- 3 市長あいさつ
- 4 自己紹介
- 5 合併の経過と地域協議会の位置付けについて 資料 1
- 6 地域協議会の概要と任務等について 資料 2
- 7 協議事項
 - (1) 丸子地域協議会運営要綱の制定について 資料 3
 - (2) 丸子地域協議会会長及び副会長選出
 - (3) 総合計画審議会委員の選出について 資料 4
 - (4) 次回会議の開催について
 - (5) その他
- 8 その他
 - (1) 今後の日程について
 - (2) その他

合併の経過と地域協議会の位置付けについて

地域自治センターと地域協議会

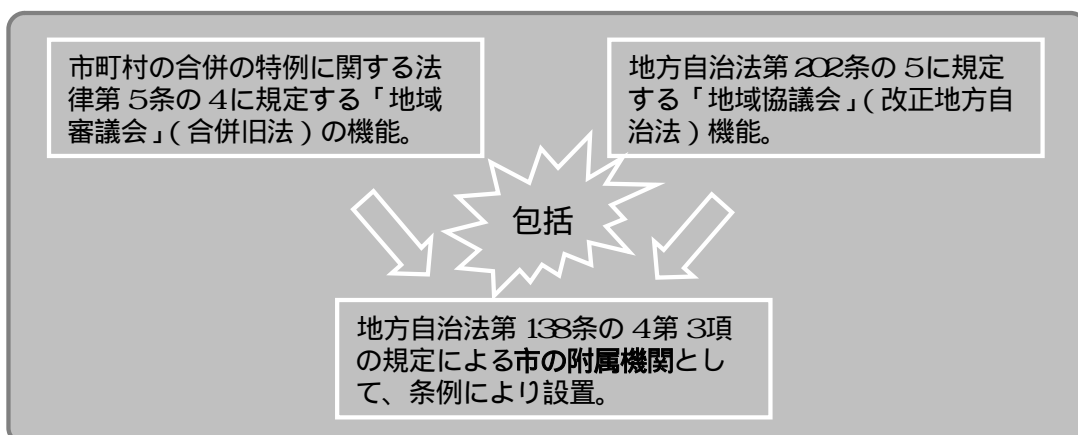
1 合併の経過（地域自治センター及び地域協議会関係）

(1) 任意合併協議会における検討経過

- ア 14 12上田市、丸子町、真田町、武石村任意合併協議会を設置。
- イ 「市町村の合併の特例に関する法律」(合併旧法) 第5条の 4第 1項に規定する「地域審議会」としての設立を検討。
- ウ 「地域審議会」は、住民意思の反映、きめ細やかな行政サービスの実施、合併に対する住民不安を解消する体制づくりを目的とする市の附属機関。
- エ 新市将来構想(H158策定)では、「住民と行政との協働の推進組織」として位置づけられる。
- オ 当初、7地域に設置を検討。(上田地域、豊殿地域、塩田地域、川西地域、丸子地域、真田地域、武石地域の7地域)

(2) 法定合併協議会における検討経過

- ア H166法定合併協議会を設置。
- イ 「地域自治センター検討小委員会」を設置し、地域自治センターの機能としての地域協議会等の推進組織について検討される。
- ウ 合併旧法に基づく「地域審議会」のほか、改正地方自治法に基づく「地域自治区」、及び合併新法に基づく「特例自治区」の三制度について検討。
- エ 「地域自治センター検討小委員会」最終報告書が提出され、上記三制度は採用しない事とする内容。
- オ 新市の独自制度として条例で定めていく方針を確認される。
- カ 「地域協議会等検討チーム」が設置され、「地域協議会の条例・規則の骨子(案)」が合併協議会において協議され、地方自治法第138条の 4第 3項に基づく市の附属機関として設置することを合意。



(3) 新市発足後から設立までの経過

- ア 平成 18年 3月 6日「上田市地域自治センター条例」を新設即時施行し、上田地域自治センターをはじめとして、旧町村役場及び旧支所に地域自治センターの設置と機能を規定。
- イ 平成 18年 7月 1日「上田市地域自治センター条例」を改正施行し、地域協議会に関して新たに規定。【 設置、任務等、組織等 】
- ウ 平成 18年 7月 1日「上田市地域協議会規則」を新設施行し、地域協議会の名称と所管する地域自治センターを規定。
- エ 平成 18年 7月 10日「上田市地域協議会規則」を改正施行し、地域協議会の対象地区に係る重要事項等について規定。
- オ 平成 18年 7月 1日から 7月 21日まで、公募委員を応募。
- カ 平成 18年 8月 3日「審議会等委員選考委員会」において、各地域協議会の委員構成決定。
【 団体選出依頼委員、個人依頼委員、公募委員 】

2 地域自治センターと地域協議会の位置付け

(1) 「地域自治センター構想」策定の背景

急速に進む少子高齢化、人口や労働力の減少による地域活力の低下、厳しい財政状況といった社会経済情勢の中で4市町村が力を合わせて自治体基盤を強化し、自らの力での自立的、持続的発展を検討。



地域住民の住民ニーズに的確に対応できる体制を構築するとともに、今まで積み重ねてきた地域のまとまりを大切にしながら、地域全体の発展を目指す分権型合併を検討。



分権型合併を進めるにあたっては、住民の不安や懸念に対する対応、住民と行政との協働（共にまちづくりを行う。）による住民自治の在り方とともに、支所機能を充実させながらも、合併による行政の効率化、スリム化を図るという視点も踏まえ検討。



こうした課題に対応しながら、新しい時代の地域づくりをすすめるため、合併にあわせて、新たな制度として地域自治センター構想を提唱。

(2) 地域自治センター構想

ア 基本的な考え方

- (ア) 旧町村については、それぞれの区域ごとに旧役場の庁舎を地域自治センターとする。
 - ・ 住民に身近な仕事のほとんどを行い、地域振興や地域課題に対応する業務を行う。
 - ・ 生涯学習（公民館活動等）や地域福祉などの住民に必要な施設を配置する。
 - ・ 地域協議会を置き、住民と共にまちづくりを行う。
 - ・ 住民自治の推進やコミュニティ活動の拠り所となる施設を設け、その育成及び支援を行う。
- (イ) 旧市については、豊殿、塩田、川西の旧3支所及び本庁に地域自治センターを設置する。総合支所機能については、現行行政制度の中で必要な整備を図る。

イ 地域自治センター及び地域協議会の法律上の位置付け

- (ア) 地域自治センター、総合支所、地域協議会などの仕組みを、期限を設けず、新市の独自制度として設ける。
- (イ) 地域自治センターの総合支所組織としては、地方自治法第155条に基づくものとして、また、地域協議会については、地方自治法第138条の3第4項に基づき、条例で定める。（上田市地域自治センター条例）
- (ウ) 本庁に設置する上田地域自治センターについては、法令等による支所の設置は必要なく、「総合支所」としての機能は有せず、地域協議会を中心とした地域振興・地域自治の推進を行う住民組織等とまちづくり活動拠点施設のみを所管する。

ウ 地域自治センターの機能

- (ア) 総合支所機能
 - ・ 本庁機能を有する上田地域自治センターは除く、旧町村に設置する地域自治センターについては、本庁において処理する総合的な管理部門、専門性の高い業務、大規模な事業、一括処理に適する業務を除く住民に身近な業務、地域自治センターに配置する施設の管理、及び住民自治活動の育成支援を行う。

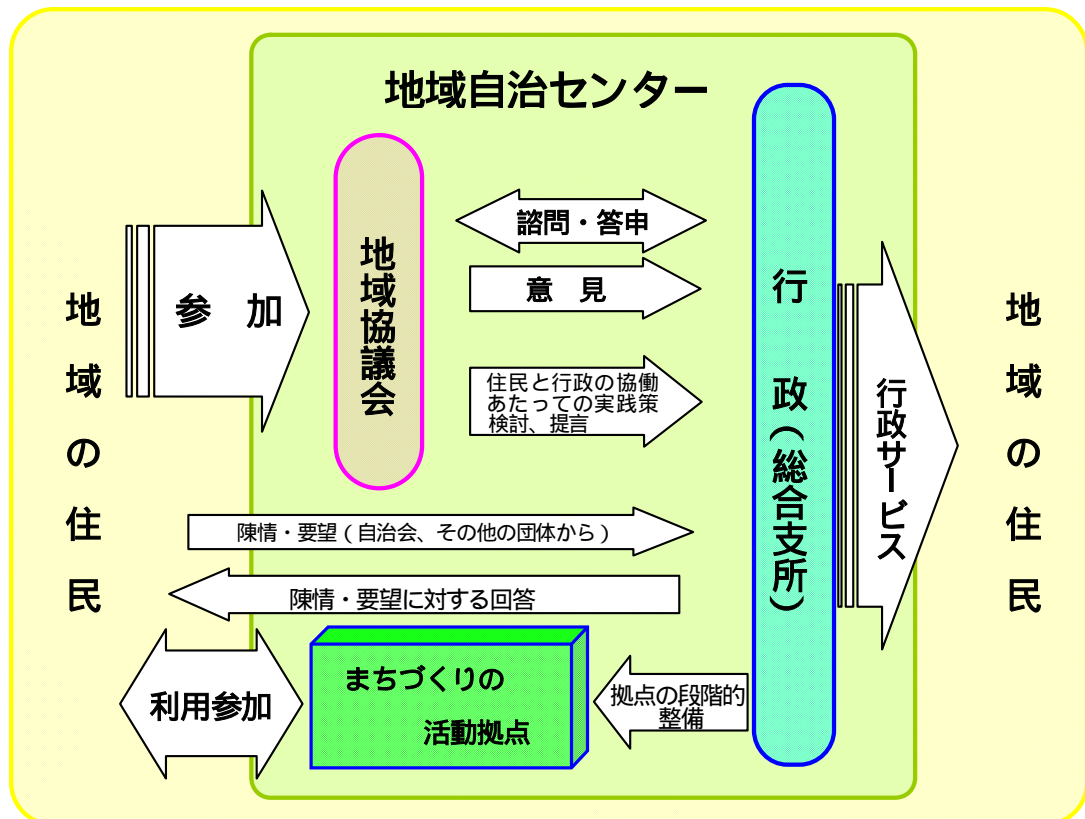
(イ) 地域協議会

- ・ 地域協議会を中心に行う地域の重要課題の解決など、住民と行政が役割分担をしながら共にまちづくりを進める。

(ロ) まちづくりの活動拠点

- ・ 住民や地域の団体等が生涯学習や地域福祉をはじめとする様々なまちづくり活動を行う拠点を設置する。
- ・ 活動拠点の運営は、当面総合支所が行い、将来的には、地域協議会や住民自治組織(住民や団体が構成するコミュニティ実践組織)等が行う。

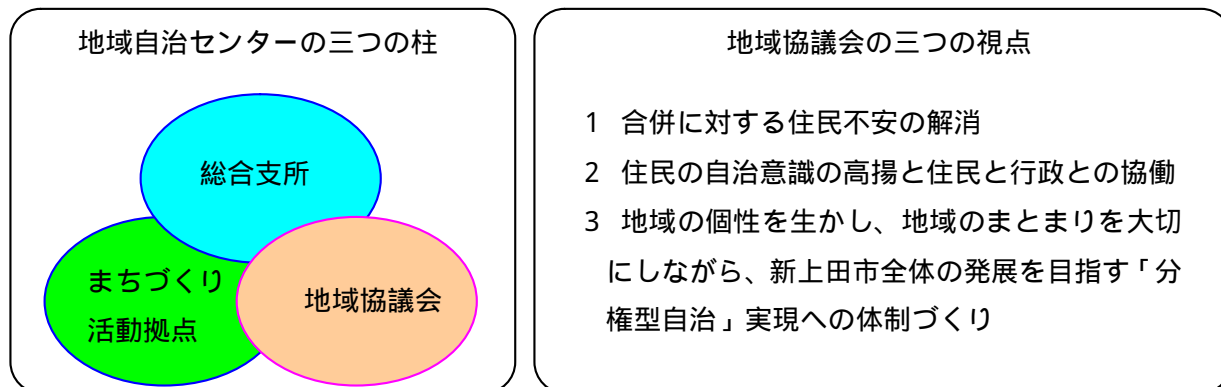
地域自治センターと地域協議会等のイメージ



地域協議会の概要と任務等について

1 地域自治センターの三つの柱と地域協議会の三つの視点

上田市地域協議会は、地域住民の多様なニーズに的確に対応できる体制を構築するため設置した地域自治センターの三つの柱の一つで、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく市の附属機関として、地域住民の意見を集約し、これを反映させ、政策づくりの段階から地域が参画・協働したまちづくりを進めるため、三つの視点により設置いたしました。



2 地域協議会の役割と仕組み

- (1) 地域協議会は、地域住民等の意見や要望を集約して行政に反映させ、地域の重要事項の決定に意見を述べ、住民と行政との協働を進めながら住民自治の充実を図ります。
- (2) 地域協議会は、上田地域自治センター、丸子地域自治センター、真田地域自治センター、武石地域自治センターに複数置くことができます。
- (3) 旧町村地域にそれぞれ一つの地域協議会を置き、旧市には、公民館区域を単位として、六つの地域協議会を設置しました。
- (4) 委員の身分は、上田市の非常勤特別職として、報酬が支給されます。

上田市地域自治センター条例

(地域協議会)

第 5 条 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定により、地域の重要事項の決定に市民の意見や要望を反映させるため、地域協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 地域協議会は、第 2 条第 1 項に定める地域自治センターに複数置くことができるものとする。

3 地域協議会の名称、対象地区及び当該地域協議会を所管する地域自治センターは、市長が別に定める。

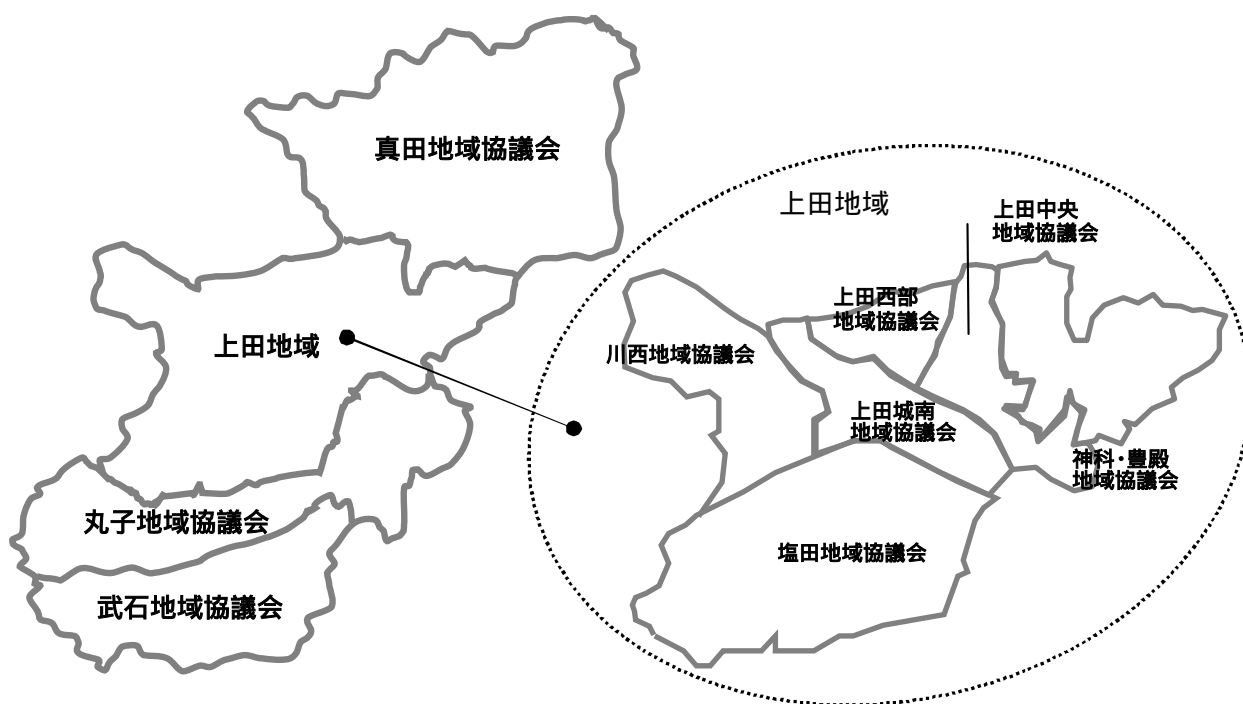
上田市地域協議会規則

(地域協議会の名称等)

第 2 条 地域協議会の名称及び対象地区並びに当該地域協議会を所管する地域自治センターは、次のとおりとする。

名 称	対 象 区 域	所管する 地域自治センター
上田中央地域協議会	東部地区、南部地区、中央地区、北部地区及び 神川地区	上田地域自治センター
上田西部地域協議会	西部地区、塩尻地区	上田地域自治センター
上田城南地域協議会	城下地区、川辺地区及び泉田地区	上田地域自治センター
神科・豊殿地域協議会	神科地区、豊殿地区	豊殿地域自治センター
塩田地域協議会	東塩田地区、中塩田地区、西塩田地区及び別所 温泉地区	塩田地域自治センター
川西地域協議会	川西地区	川西地域自治センター
丸子地域協議会	丸子地区	丸子地域自治センター
真田地域協議会	真田地区	真田地域自治センター
武石地域協議会	武石地区	武石地域自治センター

3 地域協議会の対象区域



4 地域協議会の任務等

- (1) 協議会は、対象地区に係る事項について、市長その他の市の機関の求めに応じて審議します。
- (2) 協議会は、対象地区に係る事項について、市長等に対して自ら意見を述べることができます。
- (3) 協議会は、対象地区に係る住民自治の推進や住民と行政との協働によるまちづくりについて調査研究を行ないます。
- (4) 市長等は、対象地区に係る市の施策の重要事項を決定又は変更しようとするときは、あらかじめ協議会の意見を聞きます。
- (5) 市長等は、3の規定により協議会からの意見の申出を受けた場合において、必要があると認めるときは、適切な措置を講じます。

上田市地域自治センター条例

(任務等)

第6条 地域協議会は、対象地区に係る事項について、市長その他の市の機関(以下「市長等」という。)の求めに応じて審議するものとする。

2 地域協議会は、対象地区に係る事項について、市長等に対して自ら意見を述べることができるものとする。

第7条 市長等は、地域協議会の対象地区に係る重要事項の決定又は変更に当たっては、あらかじめ地域協議会の意見を聴くものとする。

2 市長等は、前条第2項の規定により地域協議会からの意見の申出を受けた場合において、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるものとする。

5 具体的な審議事項等

- (1) 市長等の諮問に応じて審議する事項
 - 新市建設計画の変更に関する事項
 - 基本構想及び基本計画の策定又は変更に関する事項
 - 特に必要と認める事項
- (2) 市長等が協議会の意見を聞く事項
 - 合併協定書の合意事項の見直しに関する事項
 - 公共施設の設置、又は廃止に関する事項
 - 地域振興事業基金の活用に関する事項
 - 特に必要と認める事項
- (3) 住民自治の推進や住民と行政との協働によるまちづくりに関する事項

上田市地域協議会規則

(地域協議会の対象地区に係る重要事項等)

第 3 条 条例第 7 条第 1 項に規定する地域協議会の対象地区にかかる重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 新市建設計画に関する事項
- (2) 総合計画の基本構想及び基本計画に関する事項
- (3) 合併協定書の合意事項
- (4) 重要な公共施設の設置又は廃止に関する事項
- (5) 地域振興事業基金の活用に関する事項

2 前項第 1 号及び第 2 号に規定する事項は、諮問事項とする。

3 市長は前 2 項の規定にかかわらず、特に必要と認めた事項については、あらかじめ地域協議会の意見を聴き、又は諮問するものとする。

上田市地域自治センター条例

(任務等)

第 6 条

3 地域協議会は、対象地区に係る住民自治の推進や住民と行政との協働によるまちづくりについて調査研究を行うものとする。

6 地域協議会の組織等

- (1) 当該地域に在住する団体から推薦された委員、学識を有する者などの個人依頼委員、公募により応募した者などの中から市長が選任し、20 人以内で構成されます。
- (2) 委員の任期は 2 年で、再任は可能ですが 6 年を超えて再任されません。
- (3) 委員の選任は、地域住民の多様な意見が適切に反映されるよう選出団体に配慮します。(「審議会等附属機関の在り方等に関する基本指針」に基づき、女性登用率の目標を 35%以上とします。)
- (4) 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- (5) 最初に委嘱される委員の任期は、平成 20 年 3 月 31 日までとします。
- (6) 最初に委嘱される委員の在任期間は、2 年とみなします。

上田市地域自治センター条例

(組織等)

第 8 条 地域協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、地域協議会の対象地区に住所を有する者のうちから、市長が委嘱する。ただし、市長が特に認めた者については、この限りではない。

3 市長は、前項の規定による委員の委嘱に当たり、委員の構成が対象地区の市民の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮するものとする。

- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。ただし、在任期間が通算して6年を超える者は、再任されることはできない。
- 6 委員は、地域協議会の対象地区に住所を有しなくなったときは、その職を失う。ただし、市長が特に認められた者は、この限りではない。

上田市地域自治センター条例

附 則

(施行時の委員の特例)

- 第2条 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員（以下「施行時の委員」という。）の任期は、第8条第4項の規定にかかわらず、市長が別に定める日までの間とする。
- 2 施行時の委員が再任される場合において、第8条第5項ただし書の規定により当該委員の在任期間を通算するときは、前項の任期における在任期間を2年とみなす。

7 地域協議会の会長及び副会長

- (1) 地域協議会に会長及び副会長を置きます。また、委員が互選します。
- (2) 会長は、会務を総理し、地域協議会を代表します。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは職務を代理します。

上田市地域自治センター条例

(会長及び副会長)

- 第9条 地域協議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。
- 2 会長は、会務を総理し、地域協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

8 地域協議会の会議

- (1) 地域協議会の会議は、会長が招集し、議長となります。
- (2) 会長は、地域協議会の1/4以上の委員から会議招集の請求がある場合、会議を招集しなければなりません。
- (3) 会議は、委員の過半数の出席が必要です。
- (4) 会議の議事は、出席委員の過半数で決まりますが、可否同数の場合は会長が決めることとなります。

上田市地域自治センター条例

(会議)

第 10 条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、委員の 4 分の 1 以上から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

5 会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、地域協議会に諮った上で公開しないことができる。

9 地域協議会の会議の公開と資料等の公表

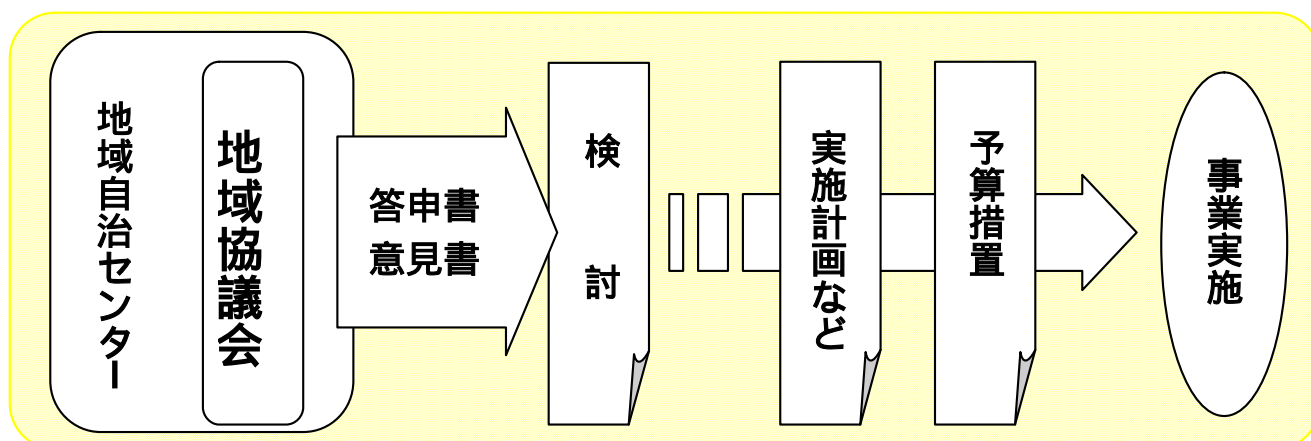
各地域協議会の会議は、原則的に会議は公開とするように条例で定めています。ただし、個人に関する情報など、上田市情報公開条例に定める情報に関し審議する場合などは、理由を明らかとしたうえで、会長が必要と認める場合は、地域協議会に諮り公開しないことができます。

会議の開催については、開催日の 1 週間前までに「上田市のホームページ」への掲載、本庁舎 1 階の行政資料コーナー、及び各地域自治センターに關係資料を置き、会議の日時、場所、議題、会議の公開・非公開等の別、傍聴者の定員などをお知らせします。

会議概要録及び会議資料等についても、非公開とされたものを除き、できる限り情報を提供していきます。

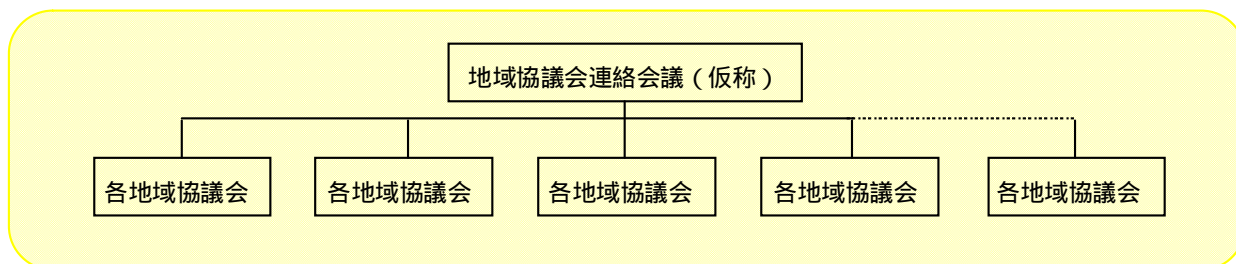
10 意見等の反映の仕組み

地域協議会でまとめられた答申書、意見書等については、必要に応じ実施計画、予算等に反映し、実施に移されます。



11 上田市全体の発展のために

各地域協議会における共通事項の全体調整や情報の共有を図るため、それぞれの地域協議会の代表者等で構成される（仮称）地域協議会連絡会議の設置を検討します。



丸子地域協議会会議運営要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、丸子地域協議会の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長の互選の方法）

第2条 会長及び副会長の互選の方法は、地域協議会で協議して定める。

（会長等の責務）

第3条 会長は、迅速かつ能率的な議事の運営に努めなければならない。

2 副会長は、会長を補佐し、迅速かつ能率的な議事の運営に協力しなければならない。

3 委員は、地域協議会に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

（地域協議会の会議の招集等）

第4条 会長は、地域協議会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、あらかじめ議事、日時及び会場を委員に通知しなければならない。

（欠席の申出）

第5条 委員は、会議に出席できない事情があるときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は平成18年10月2日から施行する。

総合計画審議会委員の選出について

1 審議会設置の目的

上田市総合計画(基本構想・基本計画・国土利用計画)に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査・審議していただきます。

2 審議会委員構成

- (1)「上田市総合計画審議会条例」に基づき、60人以内で組織します。
- (2)委員の内訳は、各種団体代表、学識経験者、地域協議会代表、行政関係者、公募などで構成されています。
- (3)全体会のほか、下記のとおり七つの部会を設けており、各部会とも10人程度で集中的に議論していただきます。

行財政部会(担当部局:総務部・財政部)

市民生活・環境部会(担当部局:市民生活部・消防部)

産業経済部会(担当部局:商工観光部・農政部)

都市交通部会(担当部局:都市建設部・上下水道局)

教育文化部会(担当部局:教育委員会)

福祉健康部会(担当部局:健康福祉部)

国土利用計画部会(担当部局:政策企画局)

- (4)他の審議会委員同様、地域協議会代表として選出された皆様にも、地域事情を踏まえながらも、市全体の将来を考える立場で調査・審議に加わっていただくよう、お願いいたします。

3 ご就任をお願いしたい部会

総合計画審議会委員の就任に当たって、併せてご就任をお願いしたい部会は、
_____部会です。

4 検討していただく主な内容

総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画、国土利用計画(上田市計画)により構成されますが、審議会への諮問は、このうち基本構想及び基本計画、国土利用計画とします。

計画期間は、新市建設計画と整合を図るため、基本構想の目標年度を平成27年度、基本計画の目標年度を平成23年度とし、平成19年9月議会への議会上程に向けて進めさせていただきます。

基本構想は、上田市の将来像及び基本理念を定め、基本方針及び施策の大綱を明らかにするものですが、合併協議会で策定した新市建設計画の内容を尊重し、検討していた

だきます。

基本計画は、基本構想に掲げる将来像を実現するため、前期計画、後期計画に区分した上で、施策や重点分野等について検討していただきます。

国土利用計画は、基本構想に即して、望ましい土地利用のための基本方向について検討していただきます。

この審議会とは別に、市内9地域ごとに新設の地域協議会には、総合計画と整合を図りながら「地域まちづくり方針(仮称)」について諮問する予定です。

5 スケジュール(予定)

9月25日(月) 第1回総合計画審議会 (市長あいさつ、会長・副会長の選出、諮問、策定方針説明、部会構成)

第1回部会(部会長・副部会長選出、運営方針説明)

————— (以上、開催済み) —————

10月 第2回部会(各部会ごとの開催日設定で、選出後連絡)

11月17日(金) 第2回全体会・第3回部会(分野別検討)

12月中旬 第4回部会

1月 第3回全体会・第5回部会(分野別検討)

2月上旬 第6回部会(分野別検討)

2月下旬 第4回全体会(全体成果の確認、中間報告)

第7回部会(分野別検討)

3月下旬 第8回部会(分野別検討)

4月 第5回全体会

5月 第9回部会(分野別検討)

6月下旬 第6回全体会(答申)

このほかに、正副会長及び正副部会長で構成する部会長会議を全体会に合わせて随時開催予定。

6 その他

(1)報酬については、市条例に基づきお支払いします。

(2)選任後、第1回の審議会の内容について、ご説明をさせていただきます。